

四日市市告示第114号

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智広

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成14年四日市市告示第388号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事務分掌) 第17条 1 (略) 2 審査委員会の庶務は、 <u>福祉総務課</u> において行う。	(事務分掌) 第17条 1 (略) 2 審査委員会の庶務は、 <u>健康福祉課</u> において行う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(健康福祉部健康福祉課)